

鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

次のように改める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿沼市国民健康保険税条例（昭和 30 年鹿沼市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「20 万円」を「24 万円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「出産の日」の次に「。以下同じ。」を加え、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「被保険者均等割額の」を「被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の」に改める。

第 24 条の 3 第 1 項第 1 号中「個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 6 号並びに第 24 条の 3 第 1 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿沼市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。